

業務方法書(改正案)	業務方法書(現行)
<p>独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構業務方法書</p> <p>第1章 総則(第1条-第5条) 第2章 年金福祉施設等の譲渡又は廃止に関する事項(第6条-第11条) 第3章 年金福祉施設等の運営又は管理に関する事項(第12条-第15条の2) 第4章 業務委託の基準(第16条-第18条) 第5章 競争入札その他契約に関する基本的事項 第1節 年金福祉施設等の譲渡契約(第19条-第25条) 第2節 その他の契約(第26条-第31条) 第6章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項(第32条-第40条) 附則</p> <p>第1章 総則 (目的) 第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。) 第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下「機構」という。) の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>(業務の執行) 第2条 機構の業務は、通則法、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法(平成17年法律第7 1号。以下「機構法」という。)その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより 行う。</p> <p>(業務運営の基本方針) 第3条 機構は、機構法第3条の目的を達成するため、厚生労働大臣の認可を受けた中期計画(当該計画 を変更した場合にあっては、変更の認可を受けた中期計画とする。)によるほか、通則法及び機構法並 びに関係法令に定めるところにより、業務の適正かつ効率的な運営を期するとともに、その透明性の確 保及び効率的な運営に努めるものとする。<u>また、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一 部を改正する法律(平成23年法律第73号)により、機構を独立行政法人地域医療機能推進機構(以 下「新機構」という。)へ改組することとなったことを踏まえ、改組に向けた準備を適切に行うものと する。</u></p> <p>(機構の行う業務) 第4条 機構は、機構法の規定に基づき、次の業務を行うものとする。 一 年金福祉施設等を譲渡し、又は廃止すること。 二 年金福祉施設等を譲渡し、又は廃止するまでの間、当該年金福祉施設等の運営又は管理を行うこと。 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>	<p>独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構業務方法書</p> <p>第1章 総則(第1条-第5条) 第2章 年金福祉施設等の譲渡又は廃止に関する事項(第6条-第11条) 第3章 年金福祉施設等の運営又は管理に関する事項(第12条-第15条の2) 第4章 業務委託の基準(第16条-第18条) 第5章 競争入札その他契約に関する基本的事項 第1節 年金福祉施設等の譲渡契約(第19条-第25条) 第2節 その他の契約(第26条-第31条) 第6章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項(第32条-第38条) 附則</p> <p>第1章 総則 (目的) 第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。) 第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下「機構」という。) の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>(業務の執行) 第2条 機構の業務は、通則法、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法(平成17年法律第7 1号。以下「機構法」という。)その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより 行う。</p> <p>(業務運営の基本方針) 第3条 機構は、機構法第3条の目的を達成するため、厚生労働大臣の認可を受けた中期計画(当該計画 を変更した場合にあっては、変更の認可を受けた中期計画とする。)によるほか、通則法及び機構法並 びに関係法令に定めるところにより、業務の適正かつ効率的な運営を期するとともに、その透明性の確 保及び効率的な運営に努めるものとする。</p> <p>(機構の行う業務) 第4条 機構は、機構法第13条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。 一 年金福祉施設等を譲渡し、又は廃止すること。 二 年金福祉施設等を譲渡し、又は廃止するまでの間、当該年金福祉施設等の運営又は管理を行うこと。 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>

業務方法書(改正案)	業務方法書(現 行)
<p>(効率的な業務運営体制の確立)</p> <p>第5条 機構は、組織編成及び人員配置について、専門家の知見を最大限活用できる体制を維持しつつ、常に、業務の外部委託も含め、業務遂行上必要な見直しを行い、実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。</p> <p>第2章 年金福祉施設等の譲渡又は廃止に関する事項 (譲渡又は廃止の基本方針)</p> <p>第6条 機構は、年金福祉施設等の譲渡又は廃止に当たり、次の各号に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ちつつ、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促進など事業の効率化、適正化を図り、中期目標期間の最終の事業年度までに終了させる。 二 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させる。 三 地域医療への配慮を行う。 四 老人ホームの入居者への配慮を行う。 五 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮を行う。 <p>2 前項の規定にかかわらず、機構は、<u>社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院</u>（これらに併設されている介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえ、対応する。</p> <p>(地方公共団体への相談等)</p> <p>第7条 機構は、施設の譲渡又は廃止に当たっては、年金福祉施設等が所在する地域の地方公共団体と次の各号に留意し、事前に相談を行う。また、その結果に基づき、施設の譲渡又は廃止に係る必要な事項について、買受者を募る際に情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地方公共団体の施設の買受意向 二 施設の事業内容に関する地方公共団体の希望 三 施設を利用して行われる事業に対する地方公共団体の支援措置 <p>(買受需要の把握及び開拓)</p> <p>第8条 機構は、譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行う。</p> <p>(譲渡施設の選定及び譲渡時期)</p> <p>第9条 機構は、各事業年度における譲渡施設の選定に当たり、次の各号に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 前条の規定による買受需要並びに各年金福祉施設等の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行う。 二 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮する。 	<p>(効率的な業務運営体制の確立)</p> <p>第5条 機構は、組織編成及び人員配置について、専門家の知見を最大限活用できる体制を維持しつつ、常に、業務の外部委託も含め、業務遂行上必要な見直しを行い、実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。</p> <p>第2章 年金福祉施設等の譲渡又は廃止に関する事項 (譲渡又は廃止の基本方針)</p> <p>第6条 機構は、年金福祉施設等の譲渡又は廃止に当たり、次の各号に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ちつつ、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促進など事業の効率化、適正化を図り、中期目標期間の最終の事業年度までに終了させる。 二 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させる。 三 地域医療への配慮を行う。 四 老人ホームの入居者への配慮を行う。 五 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮を行う。 <p>2 前項の規定にかかわらず、機構は、<u>社会保険病院及び厚生年金病院</u>（これらに併設されている介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえ、対応する。</p> <p>(地方公共団体への相談等)</p> <p>第7条 機構は、施設の譲渡又は廃止に当たっては、年金福祉施設等が所在する地域の地方公共団体と次の各号に留意し、事前に相談を行う。また、その結果に基づき、施設の譲渡又は廃止に係る必要な事項について、買受者を募る際に情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地方公共団体の施設の買受意向 二 施設の事業内容に関する地方公共団体の希望 三 施設を利用して行われる事業に対する地方公共団体の支援措置 <p>(買受需要の把握及び開拓)</p> <p>第8条 機構は、譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行う。</p> <p>(譲渡施設の選定及び譲渡時期)</p> <p>第9条 機構は、各事業年度における譲渡施設の選定に当たり、次の各号に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 前条の規定による買受需要並びに各年金福祉施設等の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行う。 二 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮する。

業務方法書(改正案)	業務方法書(現 行)
<p>(老人ホーム入居者への配慮)</p> <p>第10条 機構は、老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居者の新たな生活の場所を確保するため、転居先施設の斡旋を行う等、十分な配慮を行う。</p> <p>(委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮)</p> <p>第11条 機構は、年金福祉施設等を譲渡する場合には、施設の買受者等に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。</p> <p>第3章 年金福祉施設等の運営又は管理に関する事項 (運営に当たっての基本方針)</p> <p>第12条 機構は、年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。</p> <p>2 機構は、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。</p> <p>3 機構は、社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮をする。</p> <p>(施設の運営委託)</p> <p>第13条 機構は、年金福祉施設等が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人等への委託により行う。なお、この場合の委託契約内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。</p> <p>(施設の管理)</p> <p>第14条 機構は、施設の管理について、適切な維持管理に努める。</p> <p>2 機構は、緊急災害等による被害を受けた施設や被保険者等の安全な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等について、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じる。</p> <p>3 機構は、施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託契約において定めることにより、委託先公益法人等の負担において行わせることとする。</p> <p>(運営の停止及び運営停止施設の維持管理)</p> <p>第15条 機構は、経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。</p> <p>2 機構は、運営停止後の年金福祉施設等について、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。</p>	<p>(老人ホーム入居者への配慮)</p> <p>第10条 機構は、老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居者の新たな生活の場所を確保するため、転居先施設の斡旋を行う等、十分な配慮を行う。</p> <p>(委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮)</p> <p>第11条 機構は、年金福祉施設等を譲渡する場合には、施設の買受者等に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。</p> <p>第3章 年金福祉施設等の運営又は管理に関する事項 (運営に当たっての基本方針)</p> <p>第12条 機構は、年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。</p> <p>2 機構は、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。</p> <p>3 機構は、社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮をする。</p> <p>(施設の運営委託)</p> <p>第13条 機構は、年金福祉施設等が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人等への委託により行う。なお、この場合の委託契約内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。</p> <p>(施設の管理)</p> <p>第14条 機構は、施設の管理について、適切な維持管理に努める。</p> <p>2 機構は、緊急災害等による被害を受けた施設や被保険者等の安全な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等について、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じる。</p> <p>3 機構は、施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託契約において定めることにより、委託先公益法人等の負担において行わせることとする。</p> <p>(運営の停止及び運営停止施設の維持管理)</p> <p>第15条 機構は、経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。</p> <p>2 機構は、運営停止後の年金福祉施設等について、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。</p>

業務方法書(改正案)	業務方法書(現 行)
<p>(社会保険病院等の経営状況の把握等)</p> <p>第15条の2 機構は、社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況・資産状況の把握等を通じ、適切な運営に努める。</p> <p>第4章 業務委託の基準 (業務の委託)</p> <p>第16条 機構は、業務の効率的実施のため、当該業務を的確に行う能力を有する者に委託することができる。</p> <p>(委託契約)</p> <p>第17条 機構は、業務の委託をしようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。</p> <p>2 機構は、前項の契約においては、次の事項について定めるものとする。</p> <p>一 委託業務の名称</p> <p>二 委託業務の目的及び内容</p> <p>三 委託業務の実施方法</p> <p>四 委託に係る経費の額及び支払方法</p> <p>五 その他必要な事項</p> <p>3 機構は、年金福祉施設等が譲渡又は廃止されるまでの間の年金福祉施設等の運営委託については、第3章に定めるところに留意する。</p> <p>(保有個人情報の取扱い)</p> <p>第18条 機構は、機構から委託を受けた者が、受託した業務を行う場合は、機構が定める個人情報保護規程を準用させるものとする。</p> <p>第5章 競争入札その他契約に関する基本的事項</p> <p>第1節 年金福祉施設等の譲渡契約</p> <p>(契約方法)</p> <p>第19条 機構は、年金福祉施設等の譲渡契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより一般競争入札により契約を締結するものとする。ただし、借地上にある年金福祉施設等について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡することができるものとする。</p> <p>(一般競争)</p> <p>第20条 機構は、次に掲げる事項を公告して申込みをさせることにより、一般競争入札を行うものとする。</p>	<p>(社会保険病院等の経営状況の把握等)</p> <p>第15条の2 機構は、社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況・資産状況の把握等を通じ、適切な運営に努める。</p> <p>第4章 業務委託の基準 (業務の委託)</p> <p>第16条 機構は、業務の効率的実施のため、当該業務を的確に行う能力を有する者に委託することができる。</p> <p>(委託契約)</p> <p>第17条 機構は、業務の委託をしようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。</p> <p>2 機構は、前項の契約においては、次の事項について定めるものとする。</p> <p>一 委託業務の名称</p> <p>二 委託業務の目的及び内容</p> <p>三 委託業務の実施方法</p> <p>四 委託に係る経費の額及び支払方法</p> <p>五 その他必要な事項</p> <p>3 機構は、年金福祉施設等が譲渡又は廃止されるまでの間の年金福祉施設等の運営委託については、第3章に定めるところに留意する。</p> <p>(保有個人情報の取扱い)</p> <p>第18条 機構は、機構から委託を受けた者が、受託した業務を行う場合は、機構が定める個人情報保護規程を準用させるものとする。</p> <p>第5章 競争入札その他契約に関する基本的事項</p> <p>第1節 年金福祉施設等の譲渡契約</p> <p>(契約方法)</p> <p>第19条 機構は、年金福祉施設等の譲渡契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより一般競争入札により契約を締結するものとする。ただし、借地上にある年金福祉施設等について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡することができるものとする。</p> <p>(一般競争)</p> <p>第20条 機構は、次に掲げる事項を公告して申込みをさせることにより、一般競争入札を行うものとする。</p>

業務方法書(改正案)	業務方法書(現 行)
<p>一 一般競争入札に付する事項 二 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 三 一般競争入札執行の日時及び場所 四 入札保証金に関する事項</p> <p>(譲渡条件)</p> <p>第21条 機構は、次の各号の年金福祉施設等については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とする。なお、年金福祉施設等の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではない。</p> <p>一 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） 二 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） 三 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの</p> <p>2 機構は、前項に定めるもののほか、譲渡に当たり、一定期間次に掲げる事項に供することを譲渡条件とする。</p> <p>一 公序良俗に反する使用等の禁止 二 前号に掲げる使用に該当する転売、転貸等の禁止</p> <p>(譲渡価格)</p> <p>第22条 機構は、年金福祉施設等の譲渡に当たり、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定を行う。</p> <p>(落札)</p> <p>第23条 機構は、一般競争入札においては、第20条第2号に掲げる入札資格のない者による入札又は入札に関する条件に違反した入札を除き、予定価格の制限内の入札で最高の価格によるものを落札とする。</p> <p>(譲渡の対価の支払方法)</p> <p>第24条 機構は、年金福祉施設等の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日（機構が必要があると認める場合にあつては、別に定める日）までに譲渡の対価の全部を一時に支払う方法をいう。）とする。ただし、機構は、当該施設の譲渡を受けたものが地方公共団体である場合において、その対価を一時に支払うことが困難であると認めるときは、原則5年以内の延納の特約をすることができる。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第25条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除しなければならない。ただし、契約の存続が機構の利益に適合すると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>一 入札資格を偽る等不正な行為があつたとき。</p>	<p>一 一般競争入札に付する事項 二 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 三 一般競争入札執行の日時及び場所 四 入札保証金に関する事項</p> <p>(譲渡条件)</p> <p>第21条 機構は、次の各号の年金福祉施設等については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とする。なお、年金福祉施設等の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではない。</p> <p>一 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） 二 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） 三 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であつて、別表に掲げるもの</p> <p>2 機構は、前項に定めるもののほか、譲渡に当たり、一定期間次に掲げる事項に供することを譲渡条件とする。</p> <p>一 公序良俗に反する使用等の禁止 二 前号に掲げる使用に該当する転売、転貸等の禁止</p> <p>(譲渡価格)</p> <p>第22条 機構は、年金福祉施設等の譲渡に当たり、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定を行う。</p> <p>(落札)</p> <p>第23条 機構は、一般競争入札においては、第20条第2号に掲げる入札資格のない者による入札又は入札に関する条件に違反した入札を除き、予定価格の制限内の入札で最高の価格によるものを落札とする。</p> <p>(譲渡の対価の支払方法)</p> <p>第24条 機構は、年金福祉施設等の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日（機構が必要があると認める場合にあつては、別に定める日）までに譲渡の対価の全部を一時に支払う方法をいう。）とする。ただし、機構は、当該施設の譲渡を受けたものが地方公共団体である場合において、その対価を一時に支払うことが困難であると認めるときは、原則5年以内の延納の特約をすることができる。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第25条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除しなければならない。ただし、契約の存続が機構の利益に適合すると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>一 入札資格を偽る等不正な行為があつたとき。</p>

業務方法書(改正案)	業務方法書(現行)
<p>二 前号に掲げる場合のほか、契約の条項に違反したとき。</p> <p>2 機構は、前項の規定により契約を解除したときは、遅滞なく相手方に通知しなければならない。</p> <p>第2節 その他の契約</p> <p>(契約方法)</p> <p>第26条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第28条又は第29条の規定により、指名競争契約又は随意契約に付することができる場合を除き、公告して申込みをさせることにより一般競争入札により契約を締結するものとする。</p> <p>(一般競争)</p> <p>第27条 第20条の規定は、前条の契約の締結について準用する。</p> <p>(指名競争)</p> <p>第28条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、指名競争入札により契約を締結することができるものとする。</p> <p>一 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争入札によることが適当でないと認められるとき。</p> <p>二 一般競争入札により契約を締結することが不利と認められるとき。</p> <p>三 契約の予定価格が少額であるとき。</p> <p>(随意契約)</p> <p>第29条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、随意契約によることができるものとする。</p> <p>一 契約の性質又は目的により一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）によることが適当でないと認められるとき。</p> <p>二 緊急の必要により競争入札により契約を締結することができないと認められるとき。</p> <p>三 競争入札により契約を締結することが不利と認められるとき。</p> <p>四 契約の予定価格が一定額以下の少額であるとき。</p> <p>五 競争入札を行った場合において、入札者がいないとき。</p> <p>六 競争入札を行った場合において、再度入札を行っても落札者がいないとき。</p> <p>七 その他、業務運営上、随意契約によることが特に必要であると認められるとき。</p> <p>(落札)</p> <p>第30条 機構は、競争入札においては、第27条において準用する第20条第2号に掲げる入札資格のない者による入札又は入札に関する条件に違反した入札を除き、予定価格の制限内の入札で最低又は最高の価格によるものを落札とする。</p>	<p>二 前号に掲げる場合のほか、契約の条項に違反したとき。</p> <p>2 機構は、前項の規定により契約を解除したときは、遅滞なく相手方に通知しなければならない。</p> <p>第2節 その他の契約</p> <p>(契約方法)</p> <p>第26条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第28条又は第29条の規定により、指名競争契約又は随意契約に付することができる場合を除き、公告して申込みをさせることにより一般競争入札により契約を締結するものとする。</p> <p>(一般競争)</p> <p>第27条 第20条の規定は、前条の契約の締結について準用する。</p> <p>(指名競争)</p> <p>第28条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、指名競争入札により契約を締結することができるものとする。</p> <p>一 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争入札によることが適当でないと認められるとき。</p> <p>二 一般競争入札により契約を締結することが不利と認められるとき。</p> <p>三 契約の予定価格が少額であるとき。</p> <p>(随意契約)</p> <p>第29条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、随意契約によることができるものとする。</p> <p>一 契約の性質又は目的により一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）によることが適当でないと認められるとき。</p> <p>二 緊急の必要により競争入札により契約を締結することができないと認められるとき。</p> <p>三 競争入札により契約を締結することが不利と認められるとき。</p> <p>四 契約の予定価格が一定額以下の少額であるとき。</p> <p>五 競争入札を行った場合において、入札者がいないとき。</p> <p>六 競争入札を行った場合において、再度入札を行っても落札者がいないとき。</p> <p>七 その他、業務運営上、随意契約によることが特に必要であると認められるとき。</p> <p>(落札)</p> <p>第30条 機構は、競争入札においては、第27条において準用する第20条第2号に掲げる入札資格のない者による入札又は入札に関する条件に違反した入札を除き、予定価格の制限内の入札で最低又は最高の価格によるものを落札とする。</p>

業務方法書(改正案)	業務方法書(現 行)
<p>(契約の解除)</p> <p>第31条 第25条の規定は、第26条の契約について準用する。</p> <p>第6章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項</p> <p>(人事に関する計画)</p> <p>第32条 機構は、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施する。</p> <p>(専門的な人材の確保)</p> <p>第33条 機構が行う宅地建物取引においては、宅地建物取引の専門家の確保に努め、適正かつ公平な宅地建物取引を行うよう、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)で定める手法に準じた手法によって業務を行うものとする。</p> <p>2 機構は、業務を円滑に遂行するため、前項に規定するもののほか、医療・福祉の関係者等の専門的な人材の活用に努め、職員の研修体制等の充実を図るものとする。</p> <p>(譲渡業務諮問委員会)</p> <p>第34条 機構は、各施設の具体的な譲渡方法について、外部の有識者からなる譲渡業務諮問委員会を設置し、その意見を聴いて定める。</p> <p>(国庫納付金の納付)</p> <p>第35条 機構は、譲渡収入から厚生労働大臣が定める額を控除して、なお、残余がある場合は、決算時に額の確定を行い、その額を決算終了後できるだけ速やかに国庫に納付する。</p> <p>(情報提供)</p> <p>第36条 機構は、次の各号に掲げる情報提供を行うものとする。</p> <p>一 機構の運営状況に関する情報提供</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第22条の規定により、機構の運営状況等に関し、概ね次の情報をホームページ等に掲載する。</p> <p>(1) 組織に関する情報</p> <p>(2) 事業報告書等の業務に関する情報</p> <p>(3) 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する情報</p> <p>(4) 組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報</p> <p>二 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供</p> <p>(1) 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報を、ホームページ等を活用し、広く国民に周知する。</p> <p>(2) 入札に係る公告は、官報の掲載を行うとともに、併せてホームページ等を活用し、周知を図る。</p> <p>(3) 入札結果に係る情報の公開については、公開基準を設け、買受者の合意が得られたものをホームペー</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第31条 第25条の規定は、第26条の契約について準用する。</p> <p>第6章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項</p> <p>(人事に関する計画)</p> <p>第32条 機構は、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施する。</p> <p>(専門的な人材の確保)</p> <p>第33条 機構が行う宅地建物取引においては、宅地建物取引の専門家の確保に努め、適正かつ公平な宅地建物取引を行うよう、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)で定める手法に準じた手法によって業務を行うものとする。</p> <p>2 機構は、業務を円滑に遂行するため、前項に規定するもののほか、医療・福祉の関係者等の専門的な人材の活用に努め、職員の研修体制等の充実を図るものとする。</p> <p>(譲渡業務諮問委員会)</p> <p>第34条 機構は、各施設の具体的な譲渡方法について、外部の有識者からなる譲渡業務諮問委員会を設置し、その意見を聴いて定める。</p> <p>(国庫納付金の納付)</p> <p>第35条 機構は、譲渡収入から厚生労働大臣が定める額を控除して、なお、残余がある場合は、決算時に額の確定を行い、その額を決算終了後できるだけ速やかに国庫に納付する。</p> <p>(情報提供)</p> <p>第36条 機構は、次の各号に掲げる情報提供を行うものとする。</p> <p>一 機構の運営状況に関する情報提供</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第22条の規定により、機構の運営状況等に関し、概ね次の情報をホームページ等に掲載する。</p> <p>(1) 組織に関する情報</p> <p>(2) 事業報告書等の業務に関する情報</p> <p>(3) 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する情報</p> <p>(4) 組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報</p> <p>二 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供</p> <p>(1) 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報を、ホームページ等を活用し、広く国民に周知する。</p> <p>(2) 入札に係る公告は、官報の掲載を行うとともに、併せてホームページ等を活用し、周知を図る。</p> <p>(3) 入札結果に係る情報の公開については、公開基準を設け、買受者の合意が得られたものをホームペー</p>

業務方法書(改正案)	業務方法書(現 行)
<p>ジ等に掲載する。</p> <p>(4) 施設の譲渡手法に係る外部からの照会等に対して積極的に情報提供を行う。</p> <p>三 年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等をホームページ等により広く国民に周知する。</p> <p>(個人情報保護)</p> <p>第37条 機構は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置について別に定めるものとする。</p> <p><u>(情報保護)</u></p> <p>第38条 機構は、情報保護を徹底するため、情報セキュリティ対策の充実を図る。</p> <p><u>(新機構への改組に向けた準備)</u></p> <p>第39条 機構は、新機構への改組に向けて、新機構がその業務を的確に遂行できるよう、必要な準備を適切に行う。</p> <p>(実施に関する事項)</p> <p>第40条 機構は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項について、別に定めるものとする。</p> <p>2 機構は、前項の定めをしたときは、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出るものとする。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この業務方法書は、厚生労働大臣が認可した日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>この業務方法書は、厚生労働大臣が認可した日から施行し、平成20年10月1日から適用する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>この業務方法書は、厚生労働大臣が認可した日から施行する。</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>この業務方法書は、厚生労働大臣が認可した日から施行し、平成24年4月1日から適用する。</u></p> <p>別 表(第21条第1項第3号関係) (略)</p>	<p>ジ等に掲載する。</p> <p>(4) 施設の譲渡手法に係る外部からの照会等に対して積極的に情報提供を行う。</p> <p>三 年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等をホームページ等により広く国民に周知する。</p> <p>(個人情報保護)</p> <p>第37条 機構は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置について別に定めるものとする。</p> <p>(実施に関する事項)</p> <p>第38条 機構は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項について、別に定めるものとする。</p> <p>2 機構は、前項の定めをしたときは、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出るものとする。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この業務方法書は、厚生労働大臣が認可した日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>この業務方法書は、厚生労働大臣が認可した日から施行し、平成20年10月1日から適用する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>この業務方法書は、厚生労働大臣が認可した日から施行する。</p> <p>別 表(第21条第1項第3号関係) (略)</p>